

ま え が き

「海外情勢報告」は、諸外国の労働情勢及び社会保障情勢全般に関する情報を、厚生労働省が取りまとめ、公表しているものです。

構成は、「特集」と「定例報告」からなりますが、今回の「特集」では、中国、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナムの労使紛争とその解決制度について取り上げました。日本政府としては、成長戦略の一環として、企業の海外展開を促進しており、これらの国々では、日系企業の進出も活発な一方で、いくつかの国では、ここ数年、デモやストライキ等の労使紛争が多発し、既に進出している企業や、進出を検討している企業の間では、その実情に対する懸念や解決制度に対する関心が高まっています。

労使紛争の未然防止及び解決には、労使間の円滑なコミュニケーションの確保が基本であり、各国の行政機関においては、そのための場の提供を行うとともに、政策決定過程において、政労使の三者協議の実効ある運営に努め、政策へ労使意見を的確に反映すること等が望まれます。

「定例報告」では、2013年を中心に欧米、アジア諸国及び豪州の雇用・失業情勢及び労働・社会保障施策を紹介しています。今回からカナダ並びに前回の「特集」で取り上げたインド及びベトナムを追加しています。

諸外国の雇用・失業情勢を概観すると、米国及び英国の失業率は低下傾向にあり、ドイツの雇用情勢は堅調ですが、フランスを始めとする多くのEU加盟国の失業率は悪化傾向にあります。

労働・社会保障施策にも様々な動きが見られました。米国では、医療制度改革法で2014年から施行予定であった企業に対する医療保険提供の義務付けが1年延期されるなど、今後の施行に紆余曲折が予想されます。ドイツでは、高度技能者の不足に際し、EU外からの専門労働者の移民要件が緩和され、新連立政権のもとで法定最低賃金が2015年1月から導入されることが決まりました。

また、今回の報告からは、年金、医療等の各保険制度の概要を表形式に整理し、国別に比較しやすくしています。

報告をまとめるに当たって、貴重な情報をお寄せいただいた方々に感謝の意を表します。

今回の報告が、海外の労働・社会保障情勢についてのみなさまの理解を深める上で参考になれば幸甚です。

2014年3月

厚生労働省大臣官房総括審議官 伊 澤 章